

「円山動物園で使用する電力」に関する質問と回答

その10

	質問	回答
1.	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者(旧一般電気事業者) ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①北海道電力ネットワーク株式会社です。 ②「01」です。
2.	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	入札書の日付も含めて提出日でよろしいです。
3.	自家発補給電力の契約はありますか。	ありません。
4.	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	仕様書の契約電力(550kW)でご契約いただきます。
5.	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	現在の契約電力は550kW、最大需要電力実績は2026年1月の576kWです。現時点で超過是正等による契約電力の変更希望及び予定はございません。
6.	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	超過した契約電力での契約となることについては了承します。その際の契約単価等の変更に関しては、受注者と発注者間の協議とします。
7.	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示	契約後の契約電力の変更およびそれに伴う契約単価等の変更に関しては、受注者と発注者間の協議とします。

	のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	
8.	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	ありません。
9.	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
10.	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料(330円)はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	本市が請求書に求める要件が全て満たされているものを除いて、Webページ上に開示された請求書により、お支払いすることはできません。
11.	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
12.	現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です。
13.	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
14.	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	よろしいです。
15.	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	請求書通りの金額で一括してお支払いいたします。
16.	契約単価積算内訳書に基本料金の算定方式の記載がございますが、	よろしいです。

	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	
17.	自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	設置されています。
18.	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書(案)の定めに従い、契約書に定めのない事項や変更が必要な事項については、発注者・受注者双方協議のうえ定めるものとします。
19.	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	割印、ホッチキス止め等の指定はありません。 郵送提出の場合はお見込みの通り二重封筒としてください。
20.	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	・よろしいです。 ・よろしいです。 ・よろしいです。 ・小数点第3位を切り上げてください。
21.	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	実際の料金請求における燃料費調整の方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください。

22.	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承くださいませ。 ②ご了承くださいない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	①実際の料金請求における燃料費調整の方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用することとしているため、入札時点の算定諸元で固定することはできません。 ②みなし小売電気事業者が算定諸元を変更した場合は、新たな算定諸元を適用するものとします。なお、それに伴う契約単価の見直し等については、契約書(案)第12条に基づき、受注者と発注者間の協議を行います。
23.	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費調整は行うこととし、その方法は当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください
24.	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	本件入札は事前審査型ですので、落札業者は開札日に決定します。
25.	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	よろしいです。
26.	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承くださいませでしょうか。	契約書(案)第12条に基づき、受注者と発注者間の協議を行います。

27.	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	よろしいです。
28.	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	・初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありません。 ・一般競争入札における辞退届の様式はございません。
29.	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	明確な期限は設けていません。調達期間が令和8年10月1日からですので、調達に間に合う範囲内で提出日を協議することは可能です。
30.	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	よろしいです。
31.	特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出でご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は半期ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となることご了承いただけますでしょうか。	「特定電源割当証明書」は半期ごとに1回、できるだけ速やかにご提出ください。ただし、確定値の発行時期や証書の提出時期について時間を要する場合は、受注者と発注者間の協議により定めた期間内での提出とすることができます。
32.	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の100%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させてい	当施設への割り当てが客観的に確認できる資料(特定電源割当証明書等と整合する内容)であれば問題ありません。

	ただいでよろしいでしょうか。	
33.	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	よろしいです。
34.	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	①認められません。 ②指定の様式を使用してください。 ③データの提供は対応できません。 ④仕様書および告示資料の通りとしてください。
35.	契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	具体的に定めてはおりませんが、過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことが確認できる書類、例えば契約書の写しなど、契約の内容が確認できるものを想定しています。
36.	契約書別記単価一覧に休日の記載がございましたが、弊社は旧一般電気事業者に準じて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日 が休日となっております。弊社の約款に基づいて設定する協議は可能でしょうか。	実際の料金請求における休日の扱い等については、原則として北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によります。実際の料金請求における休日の扱い等について、貴社約款に基づく設定への変更(追加)を希望される場合は、落札後に発注者・受注者双方協議のうえ決定するものとします。
37.	契約単価積算内訳書の割引・割増の項目について、ない場合には「0」とする対応でよろしいでしょうか。	よろしいです。
38.	契約書案第11条2項(2)及び仕様書2 調達仕	仕様書および契約書案における「一

	様(9)その他アにございます「北海道管内の一般送配電事業者」(北海道電力ネットワーク株式会社)を、「北海道管内の旧一般電気事業者」(北海道電力株式会社)と読み替えてよろしいでしょうか。	一般送配電事業者」は原則として北海道電力ネットワーク株式会社を指しますが、実際の料金請求時における燃料費調整の方法など、項目によってはみなし小売電気事業者(北海道電力株式会社)の供給条件を準用します。詳細は落札後に協議のうえ定めます。
39.	仕様書2調達仕様(3)供給電気の種類(再生可能エネルギー比率)イに記載のある書面は(9)その他ウに記載のある「特定電源割当証明書」のことを指しているという認識でお間違いないでしょうか。 電力供給誓約書等を提出する際に特定電源割当計画書の提出は不要でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。なお、入札・契約締結時の段階において、別途「特定電源割当計画書」の提出は不要です。
40.	契約書別記単価一覧に「全く電気を使用しない場合」の単価設定の欄がございますが、弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。 ＜計算式＞ 基本料金(未使用月)＝契約電力(kW)×基本料金単価(円)×0.5 また、弊社が落札した場合は、「全く電気を使用しない場合」の項目は削除させていただいてもよろしいでしょうか。	半額算定としてよろしいです。「全く電気を使用しない場合」の項目は、未使用月の料金算定根拠となり、本市の標準契約様式における必須項目であるため削除・改変はできません。